

第四銀行からのご説明事項

- 「投資型年金保険びっくり箱」にご契約いただくか否かが、当行におけるお客様の他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「投資型年金保険びっくり箱」はマニュライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証*はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- *ただし、死亡給付金は元本相当額(基本保険金額)がマニュライフ生命保険株式会社により最低保証されます。また、所定の条件を満たした場合、年金原資はマニュライフ生命保険株式会社により最低保証されます。

ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり/約款」記載事項の例〉

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| ●クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について | ●告知義務について |
| ●保険会社の責任開始期について | ●死亡給付金をお支払いできない場合について |
| ●特別勘定および資産運用について | ●積立金について |
| ●諸費用について | ●解約および一部解約について |

●保険契約の解除、無効について

- ・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあります。死亡給付金等の支払事由が発生してもこれをお支払いできない場合があります。なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- ・保険契約の締結に際して詐欺の行為があった場合は不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、その保険契約を無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。詳細については「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

●「生命保険契約者保護機構」について

- ・マニュライフ生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構: TEL／03-3286-2820【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】
ホームページ／<http://www.seihohogo.jp/>

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客様とマニュライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してマニュライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、びっくり箱(変額個人年金保険(年金原資保証IV型))の取り扱いは、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。なお、お客様が募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

照会先:マニュライフ生命 電話:0120-925-008 お問い合わせ時間:月～金 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

(引受保険会社に関するお問い合わせは)

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター／0120-925-008

受付時間／月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

ホームページ／<http://www.manulife.co.jp/>



「投資型年金保険びっくり箱」は、預金ではなく、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。



あなたの資産づくりの夢は?

この箱には、夢を実現させるための「びっくり」が詰まっています。
さあ、開けてみてください。
そこから未来がとびだします。

ご注意事項 運用のリスクについて

びっくり箱(変額個人年金保険(年金原資保証IV型))の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

ご注意事項 本商品にかかる費用について ▶詳細は13ページをご覧ください

本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費、運用関係費および年金管理費の合計額となります。

【契約初期費用(ご契約時)】

ご契約日よりご契約日を含めて**8日目末**に、一時払保険料の**5%**を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

【保険関係費と運用関係費(特別勘定での運用期間中)】

特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を積立金から控除します。

特別勘定名	世界バランス50	世界バランス75
保険関係費	特別勘定の資産総額に対し年率 2.55%	
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*) 年率0.294% (税抜:年率0.28%)	年率 0.378% (税抜:年率0.36%)

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

*運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

【年金管理費(年金(遺族年金を含む)支払期間中)】

年金額の**1%**を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。



資産運用の目標を立てることができます。
国際分散投資された特別勘定で積極的に運用し、
目標への到達をめざします。



ご契約日の1年経過後から、
立てた目標に積立金額が到達した場合は、
運用成果を確保し、
受け取ることができます。



運用成果にかかわらず、
死亡給付金と運用期間満了後の年金原資には
最低保証があります。

ご注意事項

年金原資の最低保証は、ご選択いただく特別勘定によってお取り扱いが異なります。

特別勘定名	最低保証される年金原資の額
世界バランス50	運用期間(10年)満了後に基本保険金額の 100%
世界バランス75	運用期間(10年)満了後に基本保険金額の 90% ⇒ただし、運用期間を3年間延長すれば基本保険金額の 100%

■用語のご説明

●運用期間

ご契約日から年金支払開始日前日までの期間のことです。
びっくり箱では10年ですが、目標値に到達した場合は短縮されます。
また、「世界バランス75」をご選択し、運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合、運用期間を3年間延長することができます。

●責任準備金

将来の死亡給付金および年金等のお支払いのために積み立てられる金額のことです。

●特別勘定

びっくり箱(変額個人年金保険(年金原資保証IV型))にかかる資産の管理・運用を行う勘定のことといい、他の保険種類にかかる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。

●一般勘定

定期保険にかかる資産の管理・運用を行う勘定のことといい、特別勘定とは区分し、管理・運用を行います。

⚠当パンフレットにおける「積立金額が目標値に到達した場合は運用成果を確保」等の表記について

毎年支払われる年金や年金の一括支払および移行後の全額払出時には、所得税・住民税等が課税されますが、その税額については考慮しておりません。

そのため、目標値に到達した日の積立金額が受取総額とならない場合があります。

※税務上の取り扱いについては、平成21年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。



▶詳細は7~8ページをご覧ください

- ご契約時に次のいずれかの目標値*を設定できます。
目標値を設定しないこともご選択できます。

*目標値は、基本保険金額(ご契約時は一時払保険料と同額)に対する積立金額の割合です。



- 国際分散投資された2つの特別勘定のいずれかをご選択ください。

積極的な運用で目標値の到達をめざします。
株式の基本資産配分50% 株式の基本資産配分75%

世界バランス50

世界バランス75

※ご契約後に変更することはできません(スイッチングはできません)。

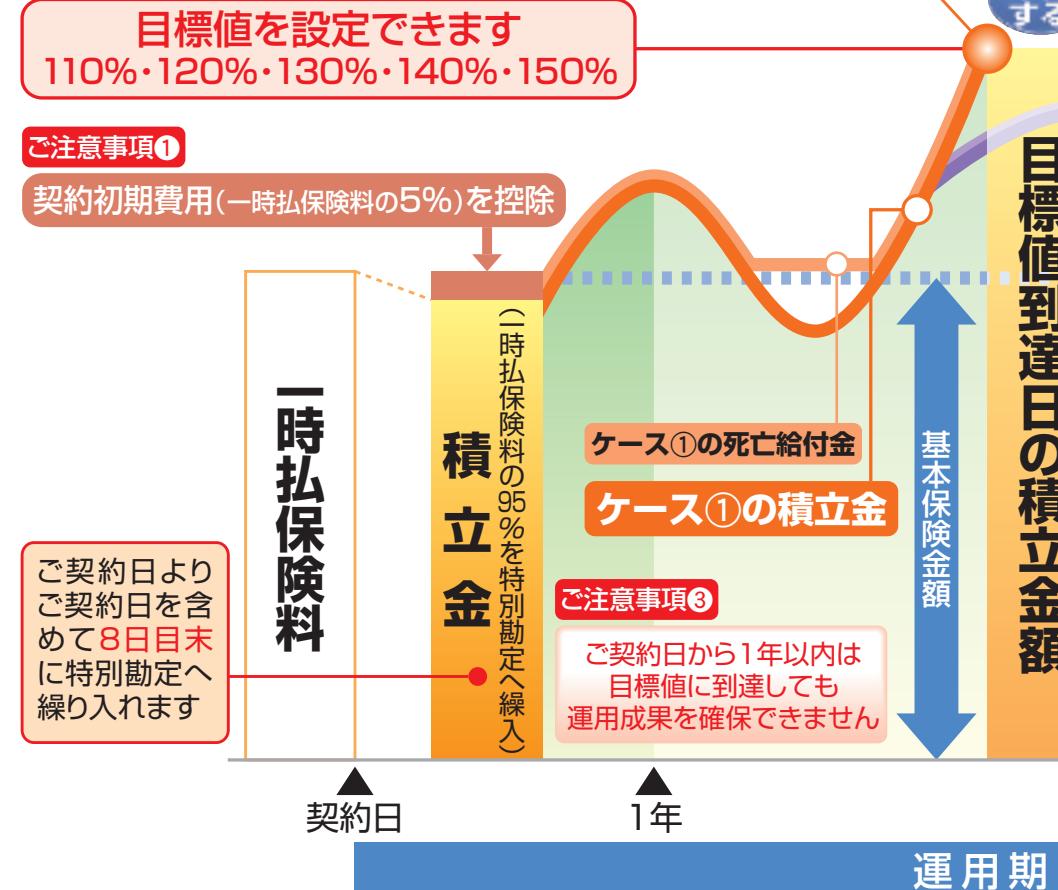
ご注意事項①

契約初期費用を一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます(詳細は13ページをご覧ください)。

ご注意事項②

特別勘定での運用期間中は、保険関係費と運用関係費を控除します(詳細は13ページをご覧ください)。

[イメージ図] めざす



▶詳細は7ページをご覧ください

- ご契約日の1年経過後から、積立金額が目標値に到達した場合は、運用成果を確保します。

到達日の積立金額を責任準備金額として特別勘定から一般勘定へ自動移行*します。

*目標値に到達した日の翌日が特別勘定から一般勘定へ自動移行する日(以下、この日を「移行日」といいます)となります。移行日以後、特別勘定での運用は行いません。

ご注意事項③

ご契約日から1年以内は、目標値に到達しても運用成果を確保できません。



▶詳細は11~12ページをご覧ください

- 運用期間(10年)満了時の運用成果にかかわらず、年金原資として基本保険金額の100%を最低保証します。

- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金として基本保険金額の100%を最低保証します。

*解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

ご注意事項④

ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

ご注意事項⑤

年金原資の最低保証は、「世界バランス50」と「世界バランス75」でお取り扱いが異なります。

ケース① ご契約日の1年経過後から運用期間(10年)満了前に目標値に到達した場合(郵送でお知らせします)

運用成果を確保(特別勘定から一般勘定へ自動移行します)

■支払方法は次のいずれかをご選択できます。

確定年金(5年・10年) **移行後の全額払出**

※移行後の全額払出は、ご契約日から5年以内と5年超で税務上の取り扱いが異なります。

▶詳細は6ページをご覧ください

ケース② 運用期間(10年)満了時の積立金額が年金原資=年金支払開始日前日の積立金額

ケース③ 運用期間(10年)満了時の積立金額が年金原資=基本保険金額の100%

■支払方法は次のいずれかをご選択できます。

確定年金(5年・10年) **年金の一括支払**

▶詳細は6ページをご覧ください

ケース②の積立金

ケース②の死亡給付金

**基本保険金額の100%
年金原資の最低保証**

ご注意事項⑤

左図は、積立金額が目標値に到達した場合および運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を上回った場合と下回った場合の例です。

将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。
※左図は、一部解約がなかった場合のものです。

年金の一括支払の場合も年金原資として基本保険金額の100%を最低保証します

運用期間

ご注意事項② ご注意事項④

年金支払期間



世界バランス75 をご選択いただいた場合

▶詳細は11~12ページをご覧ください

- 運用期間(10年)満了時の運用成果にかかわらず、年金原資として基本保険金額の90%を最低保証します。
- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金として基本保険金額の100%を最低保証します。

*解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

ご注意事項④

ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

ご注意事項⑥

年金原資の最低保証は、「世界バランス50」と「世界バランス75」でお取り扱いが異なります。

運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合

- 特別勘定での運用を3年間延長することができます。
- 延長された運用期間満了後の年金原資として、基本保険金額の100%を最低保証します。
- 延長された運用期間中も目標値に到達した時点で運用成果を確保します。

*「世界バランス50」をご選択いただいた場合、および「世界バランス75」で運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額以上の場合は、運用期間を延長することはできません。

ケース② 運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を上回った場合

年金原資=年金支払開始日前日の積立金額

ケース③ 運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額の90%を下回った場合

年金原資=基本保険金額の90%

■支払方法は次のいずれかをご選択できます。

確定年金(5年・10年) 年金の一括支払

▶詳細は6ページをご覧ください

ケース②の積立金

ケース②の死亡給付金

基本保険金額の
90%
年金原資の
最低保証

運用期間を
3年間延長

基本保険金額の
100%
年金原資の
最低保証

運用期間(10年)
満了時の積立金額が
基本保険金額を
下回った場合

▶詳細は11ページをご覧ください

確定年金
(5年・10年)

または

年金の一括支払

※左図は、積立金額が目標値に到達した場合および運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額の90%を上回った場合と下回った場合の例です。
将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。

※左図は、一部解約がなかった場合のものです。

年金支払期間

ご注意事項② ご注意事項④

されている「A型」を、「世界バランス75」をご選択いただいた場合は「B型」をご指定いただいたことになります。

世界バランス50

世界バランス75

お支払いの方法

ケース① ご契約日の1年経過後から運用期間(10年)満了前に目標値に到達した場合

支払方法は次のいずれかをご選択できます。

■確定年金(5年・10年)

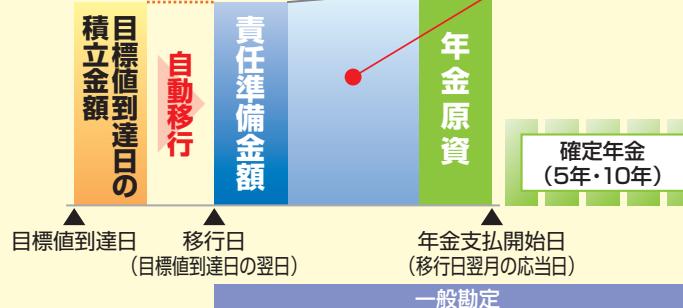
●年金支払開始日は、移行日翌月の応当日*とします。

*移行日の翌月の月単位の応当日のことです(以下、この日を「移行日翌月の応当日」といいます)。応当日がない場合は、その月の末日とします。
※年金支払開始日の前日までにマニュライフ生命の本社がご請求を受け付けた場合、年金支払開始日から年金支払開始日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。

[イメージ図]

移行後の全額払出

責任準備金を
全額払い出すことができます
ご契約における
マニュライフ生命
の定める利率で
運用されます。



*図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金原資等を保証するものではありません。

ケース② 運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を上回った場合(世界バランス50)

運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額の90%を上回った場合(世界バランス75)

ケース③ 運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合(世界バランス50)

運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額の90%を下回った場合(世界バランス75)

支払方法は次のいずれかをご選択できます。

■確定年金(5年・10年)

「ケース②」の場合は年金支払開始日前日の積立金額を、

「ケース③」の場合は基本保険金額の100%(世界バランス50をご選択の場合)

または90%(世界バランス75をご選択の場合)を年金原資として、一定期間にわたって年金をお支払いします。

■年金の一括支払

年金受取人のお申し出により、年金支払開始日以後、年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価を一括でお支払いすることができます。

*「世界バランス75」をご選択の場合で、運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った際は、運用期間を3年間延長することにより、延長された運用期間満了後、基本保険金額の100%を年金原資として、確定年金(5年・10年)もしくは年金の一括支払にてお支払いすることができます(詳細は11ページをご覧ください)。

■指定代理請求特約について

●年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。

●年金受取人が年金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

■新後継年金受取人指定特約について

ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

*特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合の年金額は、「年金支払開始日前日の責任準備金額」とご契約におけるマニュライフ生命の定める基礎率等(予定利率^(注)等)により計算されます。運用期間を満了した場合の年金額は、「年金支払開始日前日の積立金額」および「最低保証される年金原資の額」のいずれか大きい金額とご契約におけるマニュライフ生命の定める基礎率等(予定利率^(注)等)により計算されます。

ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。

*年金額が5万円未満となる場合、年金でのお支払いは行わず、年金支払開始日前日の責任準備金額(特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合)または積立金額(運用期間を満了した場合)を一時金でご契約者にお支払いします。

また、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュライフ生命の定める基礎率等(予定利率^(注)等)により計算された年金原資を超える部分については、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。

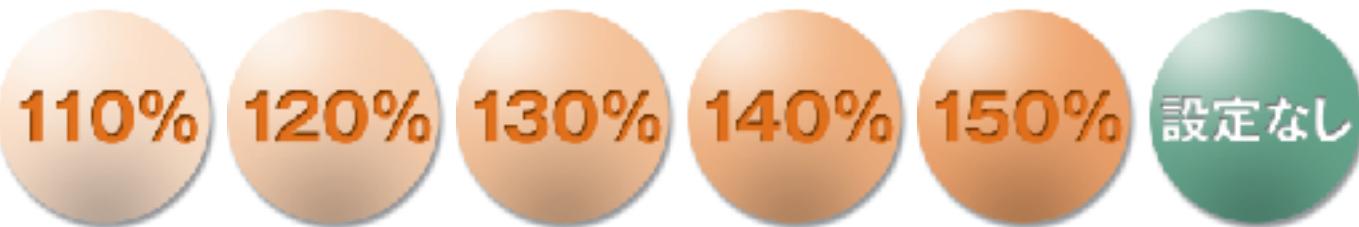
(注)予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。



目標値を設定できます

ご契約時に次のいずれかの目標値*を設定できます。目標値を設定しないこともご選択できます。

*目標値は、基本保険金額(ご契約時は一時払保険料と同額)に対する積立金額の割合です。



●目標値は、年金支払開始日前まで変更できます。

※目標値に到達した日の翌日以降の変更はできません。

また、変更時の基本保険金額に対する積立金額の割合を下回る目標値への変更はできません。



ご契約日の1年経過後から、積立金額が目標値に到達した場合は、運用成果を確保します

目標値に到達後の流れ

目標値に到達

●ご契約日の1年経過後から年金支払開始日前日までの間、目標値到達の判定をマニュライフ生命が毎日行います。

ご注意事項

ご契約日から1年以内は、積立金額が目標値に到達しても運用成果を確保できません。

●積立金額が目標値に到達した場合は、到達日の積立金額を責任準備金額として特別勘定から一般勘定へ自動移行します。

目標値に到達した日の翌日が移行日となります。

※移行日以後、ご契約におけるマニュライフ生命の定める利率で運用されます。特別勘定での運用は行いません。また、特別勘定への復帰はできません。

●積立金額が目標値に到達したことをマニュライフ生命からご契約者へ郵送でお知らせします。移行日の翌々営業日に発送します。

●支払方法として、確定年金(5年・10年)または移行後の全額払出のいずれかをご選択できます。

「目標値到達のお知らせ」に同封の請求書にてお申し出ください。

※支払方法は、ご契約時に確定年金の5年または10年のいずれかをご選択いただきますが、「目標値到達のお知らせ」に同封の請求書にて変更ができます。

移行日翌月の応当日前までにお申し出をいたしかなかった場合は、ご契約時にご選択いただいた支払方法になります。

※移行後の全額払出は、ご契約日から5年以内と5年超で税務上のお取り扱いが異なります(詳細は14ページをご覧ください)。

●移行日翌月の応当日*を年金支払開始日とします。

*応当日がない場合は、その月の末日とします。

ただし、応当日が特別勘定から一般勘定へ自動移行する前の年金支払開始日以後になる場合(例えば、ご契約日の9年11ヶ月経過後が移行日になり、応当日がご契約時の年金支払開始日以後になる場合)、年金支払開始日の変更はありません。

※年金支払開始日の前日までにマニュライフ生命の本社がご請求を受け付けた場合、年金支払開始日から年金支払開始日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。

年金のお支払い



積極的に運用する 2つの特別勘定のいずれかをご選択ください

2つの特別勘定

特別勘定名	世界バランス50	世界バランス75
基本資産配分 (平成21年4月現在)	外国債券(ヘッジなし) 20% 外国債券(ヘッジあり) 20% 日本債券 10% 日本株式 10% 外国株式(ヘッジあり) 40%	外国債券(ヘッジなし) 15% 日本債券 10% 日本株式 10% 外国株式(ヘッジあり) 65%
特別勘定の運用方針	特別勘定の運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等のリスクがあり、投資対象資産の値動き等により、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が払込保険料を下回ることがあります。 主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。 各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。	高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。
主な投資対象となる投資信託	三菱UFJバランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	三菱UFJバランスファンドVA 75型 (適格機関投資家限定)
主な投資対象となる投資信託の運用方針	國際分散投資によりリスクの低減を図りながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ご参考:各資産の運用の特色	東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 MSCIコクサイインデックス(円ヘッジ・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 NOMURA-BPI総合インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。 シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。
費用	運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬)*2 年率0.294%(税抜:年率0.28%)
	保険関係費	年率0.378%(税抜:年率0.36%) 特別勘定の資産総額に対し年率2.55%

*1 「世界バランス50」をご選択いただいた場合のみ

*2 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

運用期間(10年)満了後の年金原資として、「世界バランス50」をご選択いただいた場合は基本保険金額の100%を、「世界バランス75」をご選択いただいた場合は基本保険金額の90%を最低保証します。

なお、ご契約時にご選択いただいた「世界バランス50」と「世界バランス75」をご契約後に変更することはできません(スイッチングはできません)。

※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

※ご契約者は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することができます。

※各特別勘定および注意事項の詳細については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」を必ずご一読ください。

特別勘定への繰り入れ

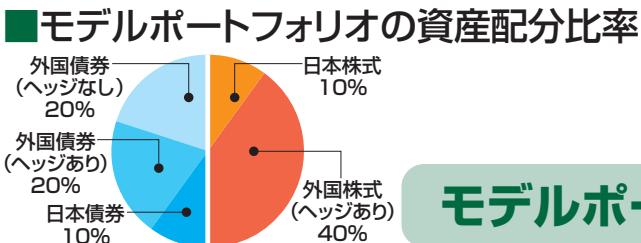
ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、一時払保険料の5%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

【ご参考データ】過去の主要指標(インデックス)に基づく目標値に到達するまでのシミュレーション(諸費用控除後・課税前)

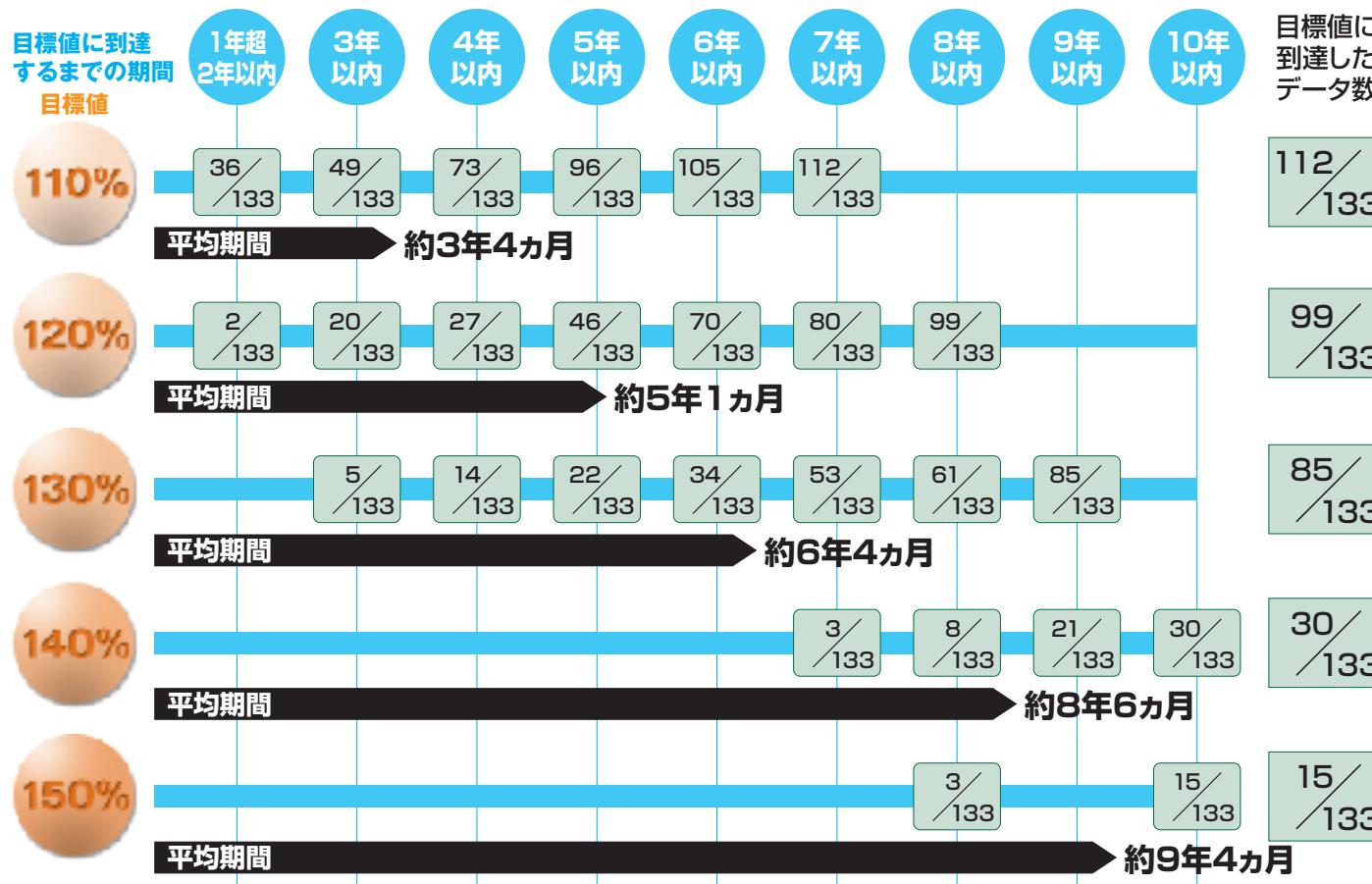
下記データは、**主要指標(インデックス)**の過去のデータをもとに作成したもので、びっくり箱の特別勘定の運用実績を示すものではありません。表示されたデータの確実性を保証するものではなく、また将来において同様の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。

下記データは、過去の主要指標(インデックス)のデータをもとに、各モデルポートフォリオでシミュレーションしたものです。

- 全データのうち一定期間内(1年超10年以内)に目標値に到達したデータ数



モデルポートフォリオ50

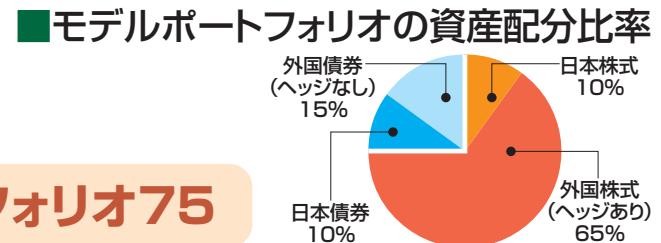


(データ期間: 1987年12月末日～2008年12月末日 データ数: モデルポートフォリオ別にそれぞれ133個)

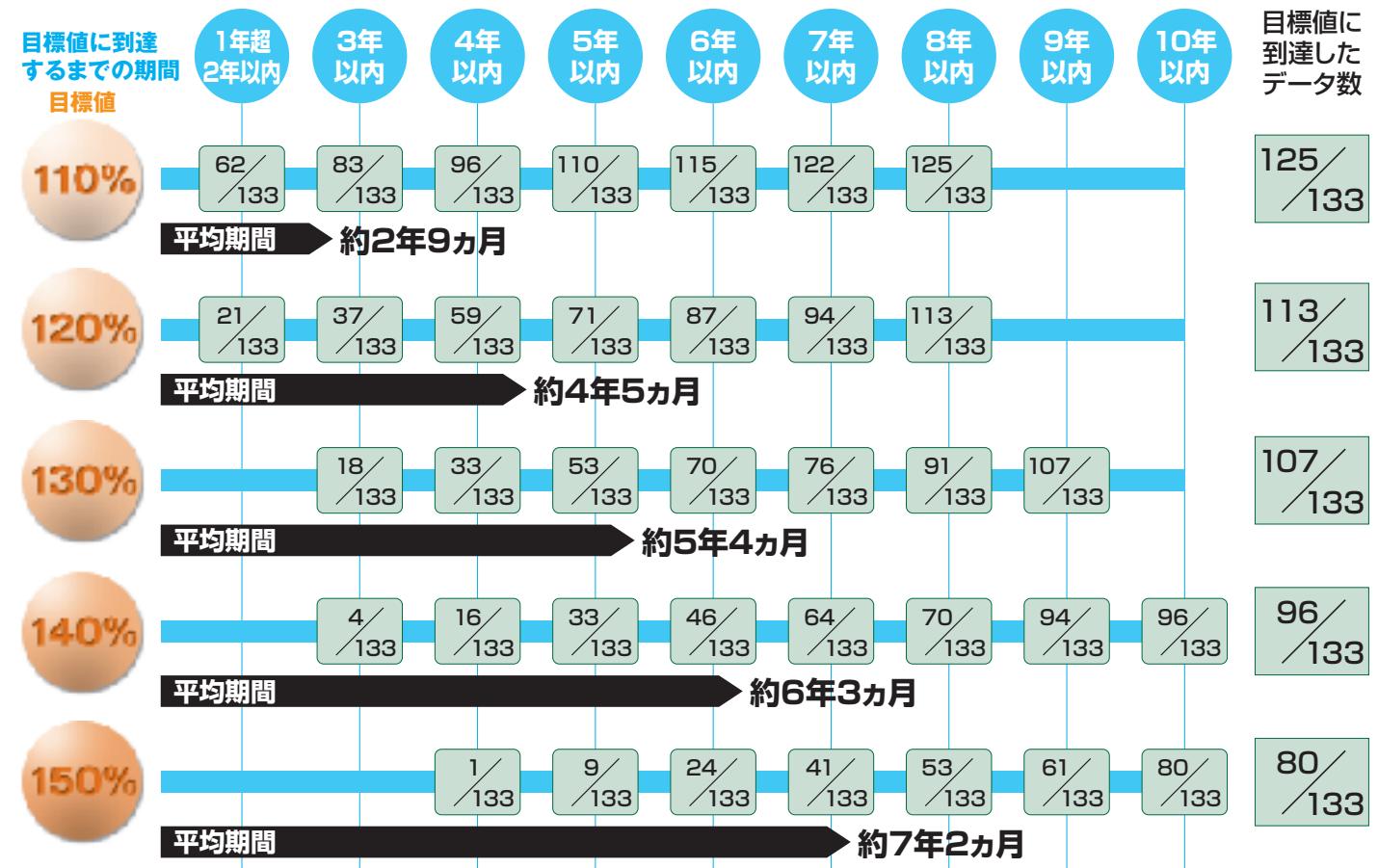
■前提条件

- 「世界バランス50」および「世界バランス75」の基本資産配分を参考とした各モデルポートフォリオに、日本株式・日本債券・外国株式(ヘッジあり)・外国債券(ヘッジあり)*・外国債券(ヘッジなし)の5つの主要指標(インデックス)を組み合わせて算出しています。
- *モデルポートフォリオ50のみ
- 各モデルポートフォリオの資産配分は、毎月末に基本資産配分比率に戻しています。
- 主要指標(インデックス)のシミュレーション対象期間は、1987年12月末日から2008年12月末日までです。1987年12月末日から1997年12月末日までの10年間、1988年1月末日から1998年1月末日までの10年間というように、1ヶ月ずつずらして期間を設定し、それぞれの期間ごとに目標値に到達するまでの期間を算出しています。
- シミュレーションのスタート時点においては5%の契約初期費用、シミュレーション期間を通じて、「モデルポートフォリオ50」は年率2.844%、「モデルポートフォリオ75」は年率2.928%の諸費用がかかると仮定し、それらを控除して計算しています。なお、取引にかかる税金は考慮していません。
- びっくり箱では、ご契約日よりご契約日を含めて8日目末から運用が開始されますが、その考慮はしていません。

- 目標値に到達したデータにおける目標値に到達するまでの平均期間



モデルポートフォリオ75



■主要指標(インデックス)

- 日本株式: TOPIX配当込み指数(1989年以降は配当込み指数を使用。1988年以前は、1989年1月から2004年3月までのTOPIX配当込み指数と配当除指数の平均成長率の比をもとに、1988年以前の配当除指数からマニュライフ生命にて算出)
- 日本債券: NOMURA-BPI総合指数
- 外国株式(ヘッジあり): MSCIコクサイインデックス(円ヘッジ・円ベース)
- 外国債券(ヘッジあり): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)
- 外国債券(ヘッジなし): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

■主要指標データ出所

東京証券取引所、野村證券株式会社、MSCI Inc.、シティグループ・グローバル・マーケット・インク



1

年金原資には最低保証があります

年金原資の最低保証は、「世界バランス50」と「世界バランス75」でお取り扱いが異なります

「世界バランス50」をご選択いただいた場合

- 運用期間(10年)満了時の運用成果にかかわらず、年金原資として基本保険金額の100%を最低保証します。
- 運用期間(10年)満了後の年金原資は、次のいずれか大きい金額になります。

年金支払開始日前日の
積立金額

いずれか
大きい金額

基本保険金額の
100%

※解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

「世界バランス75」をご選択いただいた場合

- 運用期間(10年)満了時の運用成果にかかわらず、年金原資として基本保険金額の90%を最低保証します。
- 運用期間(10年)満了後の年金原資は、次のいずれか大きい金額になります。

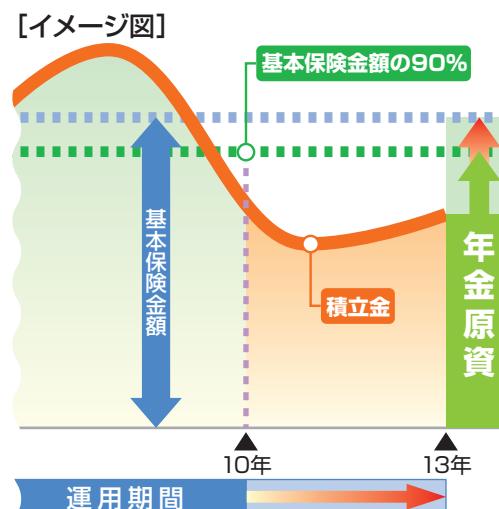
年金支払開始日前日の
積立金額

いずれか
大きい金額

基本保険金額の
90%

※解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

世界バランス75 運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合



特別勘定での運用を
3年間延長することができます。

- 年金支払開始日の2ヵ月前頃にマニュライフ生命からご契約者へ郵送する請求書にてお申し出ください。
- 延長された運用期間中も目標値に到達した時点で運用成果を確保します。目標値の変更もできます*。
- *目標値に到達した日の翌日以降の変更是できません。
また、変更時の基本保険金額に対する積立金額の割合を下回る目標値への変更是できません。
- 延長された運用期間満了後の年金原資として、
基本保険金額の100%を最低保証します。

※上図では、死亡給付金の表示を省略しています。

※図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものです。

「世界バランス50」をご選択いただいた場合、および「世界バランス75」で運用期間(10年)満了時の
積立金額が基本保険金額以上の場合は、運用期間を延長することはできません。



2

死亡給付金には最低保証があります

- 「世界バランス50」「世界バランス75」とともに、運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金として基本保険金額の100%を最低保証します。

- 死亡給付金は、次のいずれか大きい金額になります。

死亡日の積立金額

いずれか
大きい金額

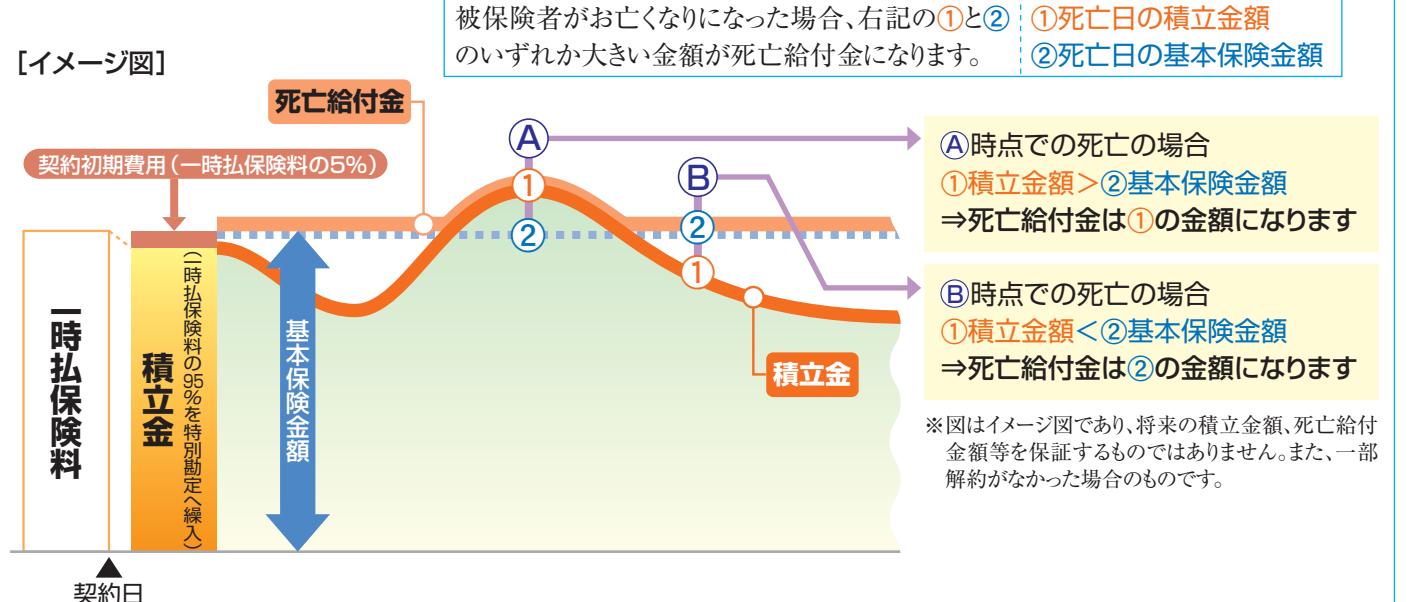
基本保険金額の
100%

※解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

※ご契約日から特別勘定への繰入日前日までに被保険者がお亡くなりになった場合、基本保険金額と同額の死亡給付金をお支払いします。

※特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合で、移行日以後、年金支払開始日前までに被保険者がお亡くなりになった際は、死亡日の責任準備金額を死亡給付金としてお支払いします。

[イメージ図]



遺族年金特約について

- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金として、死亡給付金受取人に年金をお支払いします。
- この特約は、被保険者生存時はご契約者の、被保険者がお亡くなりになった後（死亡給付金をお支払いする前）は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。
- *死亡給付金をお支払いした後にこの特約を付加することはできません。
- 年金種類は確定年金（5年・10年・15年・20年・25年・30年）です。

※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュライフ生命の定める基礎率等（予定利率^(注)等）により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。

※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。

※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュライフ生命の定める基礎率等

（予定利率^(注)等）により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。

（注）予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合について

年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合のお支払いは、年金受取人（年金受取人が被保険者の場合はその相続人）に次のいずれかをご選択いただくことになります。

- 死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価）のお支払い
- 年金の継続支払

諸費用

本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費、運用関係費および年金管理費の合計額となります。

契約初期費用（ご契約時）

ご契約日よりご契約日を含めて**8日目末**に、一時払保険料の**5%**を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。ご契約の締結等に必要な費用です。

保険関係費と運用関係費（特別勘定での運用期間中）

- 特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用（各年率に1/365を乗じた金額）を積立金から控除します。

特別勘定名	世界バランス50	世界バランス75
保険関係費	特別勘定の資産総額に対し年率 2.55%	
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し（信託報酬 ^(注) ） 年率 0.294% （税抜：年率0.28%）	
年率 0.378% （税抜：年率0.36%）		

- 保険関係費は、年金原資や死亡給付金の最低保証のための費用、ご契約の締結・維持等に必要な費用です。
- 運用関係費は、特別勘定の運用にかかる費用です。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬^(注)等が含まれます。また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更する可能性があります。

(注) 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

年金管理費（年金（遺族年金を含む）支払期間中）

年金額の**1%**を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。
年金（遺族年金を含む）のお支払いの管理にかかる費用です。

解約・一部解約

解約

- 年金支払開始日前（特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合は移行日前）まで、ご契約を解約することができます。
解約した場合、解約返戻金をお支払いします。なお、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約計算基準日（マニュライフ生命の本社が解約のご請求を受け付けた日の翌営業日）が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額になります。
- 特別勘定への繰入日以後、解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。
解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。
- 特別勘定への繰入日以後、解約返戻金額は、解約計算基準日における積立金額です。

一部解約

- 年金支払開始日前（特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合は移行日前）まで、ご契約の一部を解約することができます。
一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。
※一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合、一部解約はできません。
- 一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて最低保証される年金原資および死亡給付金の額も減額されます。
※一部解約した場合、目標値到達の判定は、一部解約後の基本保険金額に対する積立金額の割合で行います。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \frac{(\text{積立金額} - \text{一部解約金額})}{\text{積立金額}}$$

税務上のお取り扱い

ご契約時

お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

年金支払開始日前

解約および移行後の全額払出（差益のある場合）

契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
20%源泉分離課税	所得税（一時所得）+ 住民税

被保険者死亡の場合

死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

ご参考：相続税法第12条「保険金の非課税限度額」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります（相続税法第12条）。
法定相続人数には相続を放棄した人も含まれます。

遺族年金特約を被保険者生存中に付加していた場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税法第24条「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税（相続税法第12条「非課税限度額」あり）	所得税（雑所得）+ 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	相続税法第24条「年金受給権の評価」での評価額に対して贈与税	

ご参考：相続税法第24条「年金受給権の評価」について

年金受給権のうち、当該権利を取得したときにおいて年金給付事由が発生しているものについては、支払いを受ける年金の種類に応じて評価します。
※遺族年金特約は、期間が確定した年金のみのお取り扱いとなりますので、下表の評価となります。

・確定年金の評価（残存期間の年金の合計額×評価割合）

残存期間	5年以下	5年超10年以下	10年超15年以下	15年超25年以下	25年超35年以下	35年超
評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

年金支払期間中

年金でのお支払い	年金の一括支払
所得税（雑所得）+ 住民税	所得税（一時所得）+ 住民税

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に年金受給権の評価額が別途贈与税の対象となります。

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費（一時払保険料等）- 特別控除（50万円）} × 1/2

税務上のお取り扱いについては、平成21年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

各種お取り扱いについて

保険料のお取り扱い	200万円以上(1円単位) ※マニュライフ生命で投資型年金保険のご契約がある場合は、合算して5億円を超えることができません。
被保険者契約年齢	0~75歳 ※ご契約日における被保険者の満年齢です。
運用期間	10年 ※目標値に到達した場合は短縮されます。また、「世界バランス75」をご選択し、運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合、運用期間を3年間延長することができます。
目標値の設定	ご契約時に110%・120%・130%・140%・150%のいずれかの目標値 ^{*1} を設定できます。 目標値を設定しないこともご選択できます。目標値は、年金支払開始日前まで変更できます ^{*2} 。 <small>*1 目標値は、基本保険金額(ご契約時は一時払保険料と同額)に対する積立金額の割合です。 *2 目標値に到達した日の翌日以降の変更はできません。 また、変更時の基本保険金額に対する積立金額の割合を下回る目標値への変更はできません。</small>
年金受取人	契約者または被保険者
告知について	申込時に書面で職業等について正しくお知らせください。
保障の責任開始日	マニュライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日を責任開始の日(契約日)とします。
保険料の払込方法	一時払のみ
契約者配当金	配当金はありません。 ただし、遺族年金の年金支払期間中は、5年ごとに利差配当 [*] を行います。 <small>* 年金基金については、マニュライフ生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剩余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。</small>
契約者貸付	お取り扱いはありません。
増額	お取り扱いはありません。
クーリング・オフ	クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について <small>●びっくり箱は、クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。 ●お申し込み後、ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。 これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。 ●ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面(封書)により上記の期間内(8日以内の消印有効)にマニュライフ生命の本社宛まで、お申し出ください。</small>

ご契約にあたって再度ご確認いただきたい事項

■再度ご確認いただきたい事項

- ①びっくり箱は、クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。
お申し込み後、ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュライフ生命への書面(封書)によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。
- ②ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、契約初期費用として一時払保険料の5%が控除されたうえで、運用が開始されます。
- ③ご契約時にご選択いただいた「世界バランス50」と「世界バランス75」をご契約後に変更することはできません。
- ④目標値を設定いただき、ご契約日の1年経過後から年金支払開始日前日までの間、積立金額が目標値に到達した場合は、到達日の積立金額を責任準備金額として特別勘定から一般勘定へ自動移行します。
目標値に到達した日の翌日が移行日となります。移行日以後、特別勘定での運用は行いません。
- ⑤年金原資および死亡給付金の最低保証は、マニュライフ生命が行います。
- ⑥「投資型年金保険びっくり箱」は、マニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
第四銀行および富有社はマニュライフ生命の募集代理店であり、保険の引受は行っておりません。

■最低保証のお取り扱い

年金(確定年金・年金の一括支払)をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> ●世界バランス50 運用期間(10年)満了後の年金原資として基本保険金額の100%を最低保証します。 ●世界バランス75 運用期間(10年)満了後の年金原資として基本保険金額の90%を最低保証します。 ただし、運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合、特別勘定での運用を3年間延長することができます。 延長された運用期間満了後の年金原資として、基本保険金額の100%を最低保証します。 ※解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。
運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合	<ul style="list-style-type: none"> ●「世界バランス50」「世界バランス75」とともに死亡給付金として基本保険金額の100%を最低保証します。 ※解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。
解約・一部解約した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●「世界バランス50」「世界バランス75」とともに積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありません。

アフターサービス



■運用レポート

各種レポートをご契約者へ郵送します。

	レポート名	内容
年4回 3月、6月、9月、12月末の情報	四半期運用実績のお知らせ	ご契約内容、ご契約の現況、目標値等
	クォータリー・パフォーマンスレポート(四半期運用報告)	経済・市場概況および各特別勘定ごとの運用概況、組入銘柄等
年1回 3月末の情報	びっくり箱(特別勘定) 決算のお知らせ	特別勘定の資産の内訳および運用実績等

■目標値到達のお知らせ

ご契約者へ郵送します(移行日の翌々営業日に発送します)。

目標値に到達した日、目標値に到達した日の積立金額等をお知らせします。



■ホームページ

<http://www.manulife.co.jp/>

当商品の内容やユニットプライス、クォータリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)は、ホームページでも随時ご確認できます。



■マニュライフ生命の変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

①各種お問い合わせ

ご自身のご契約内容や各特別勘定のユニットプライスの状況等のご質問、お問い合わせを受け付けております。

②各種お手続きに関する書類請求

下記のお手続きの際には、変額年金カスタマーセンターまで必要書類をご請求ください。

お手続き内容

- 住所変更 ●年金の請求 ●死亡給付金の請求 ●契約内容変更
- 解約・一部解約 ●改姓・改名 ●特約の付加 ●保険証券再発行 等